平成２６年（フ）第６５４２号
千葉県松戸市幸田２丁目141―101
債務者　副嶋　法子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天田　圭介
4　破産債権の届出期間　平成26年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６０１号
埼玉県桶川市末広２丁目３－９
債務者　平野　伸一
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　克洋
4　破産債権の届出期間　平成26年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６０６号
宮城県岩沼市松ケ丘４－５－６、住民票上の住所東京都新宿区早稲田鶴巻町567―402
債務者　佐藤　宣武
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保坂　康介
4　破産債権の届出期間　平成26年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６１７号
東京都町田市金井５丁目32―12―305
債務者　本木　俊範
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　一成
4　破産債権の届出期間　平成26年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６２２号
東京都板橋区桜川２丁目10―６―403
債務者　村上　三広
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　賢宏
4　破産債権の届出期間　平成26年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６６９号
東京都練馬区桜台３丁目12―７―201
債務者　入来院拓磨（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　隈本源太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６７２号
埼玉県川口市原町３―17―307
債務者　青木　基雄
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三村　藤明
4　破産債権の届出期間　平成26年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６９２号
東京都江戸川区清新町２丁目８－４―818
債務者　張　　娟
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　殷　　勇基
4　破産債権の届出期間　平成26年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７９０号
東京都大田区西糀谷２丁目23―２―105
債務者　山崎　義明
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒崎　育子
4　破産債権の届出期間　平成26年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２９号
広島市中区南千田西町４番13―101号
債務者　島田　智子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
4　破産債権の届出期間　平成26年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１７９８号
大阪府箕面市桜ケ丘１丁目５番16号
債務者　荒木　晴子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３６７号
大阪府東大阪市新鴻池町７番５号
債務者　伊藤　嘉貴
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５９７号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―344号、前住所大阪府門真市泉町１番11号
債務者　四本　浩之
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５９８号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―344号、前住所大阪市此花区高見１－６―25―1004
債務者　四本　七美（旧姓東條）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６４５号
大阪市大正区平尾４丁目18番３号　さくらハイツ401号
債務者　冷水　裕一
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６８７号
大阪市淀川区木川西２丁目18番13号　サンモール木川403号
債務者　蛯原しのぶ（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部